

## 求職活動中における保育所入所申請について

令和元年10月1日 こども支援課

求職活動中は、保育が必要な状態として入所申請することができます。

しかし、求職活動中の保育所入所については、入所日から3か月以内に就労されない場合は、退所となります。

求職活動中の保育所入所については、年度において1回限り3か月間に限るものとします。年度内に繰り返し、求職活動中で入所することはできません。

また、施設等利用給付認定（預かり保育や認可外保育施設利用等の給付（無償化）認定）についても、同様に、年度において1回限り3か月間に限るものとします。年度内に繰り返し、求職活動中を事由とした認定を受けることはできません。

(認定例)

認定の区分	入所開始日・認定開始日	保育を必要とする事由	認定期間	3か月以内に就労を開始した場合	3か月以内に就労を開始しなかった場合
認可保育所等入所(2・3号)	令和元年度10月1日入所開始	求職活動中	令和元年度12月31日まで	認定終了日までに就労証明書の提出があった場合は、保育を必要とする事由を就労に変更し、継続して保育所入所が可能	保育所退所となる。
施設等利用給付認定(認可外保育施設等利用者)	令和2年度1月15日認定開始	求職活動中	令和2年度4月14日まで	認定終了日までに就労証明書の提出があった場合は、保育を必要とする事由を就労に変更し、継続して認定	認定終了となる。

※施設等利用給付（無償化）については、施設等を利用する前に、市へ申請し認定を受ける必要があります。

(担当) 幼保運営管理係

(電話) 443-2165